

2021年9月10日

株 主 各 位

福岡県大野城市仲畑二丁目3番17号
株 式 会 社 プ ラ ッ ツ
代表取締役社長 城 雅 宏

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止策の徹底が必要な状況にあることを踏まえ、慎重に検討いたしました結果、役員選任や配当決議を要することから本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、こうした状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月24日（金曜日）午後5時45分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.platz-ltd.co.jp/>) にてお知らせいたします。

敬 具

記

1. 開催日時 2021年9月27日（月曜日） 午前10時
2. 開催場所 福岡県福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 3階 メイフェア
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意及び株主懇談会の開催はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.platz-ltd.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、政府主導の各種政策により経済活動レベルは段階的に引き上げられているものの、いまだ収束の目処は立たず、2021年1月及び同年4月には感染再拡大に伴い緊急事態宣言が再発令されるなど、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

一方、米国及び欧州では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済活動が大きく停滞したものの、各国による経済対策やワクチン接種の広がりもあり、やや持ち直しの動きが見られます。中国においては経済活動再開によるインフラ投資等、内需の回復が見られるものの、感染再拡大を回避するための活動制限が続いております。

また、変異ウイルスの感染地域が拡大していることなど、世界的な感染症の収束は未だ見通せない状況にあることに加え、海運の停滞、半導体の供給不足等の新たな課題も発生し、不透明な状況が続いております。

介護保険制度の状況につきましては、2021年3月時点の要支援及び要介護認定者の総数は、前年比で1.9%増加し702万人、総受給者数は同1.5%増加し525万人となっております。また、福祉用具貸与制度における特殊寝台利用件数については前年比で4.9万件増加し、100.1万件（前年比5.1%増）となっております（出所：厚生労働省HP「介護給付費実態調査月報」）。

このような市場環境の中、福祉用具流通市場におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による入院調整で在宅待機が相当数増加したことに加え、主力の介護用電動ベッド「MioletⅢ」の拡販が図れたことなどから、当連結会計年度の同市場の販売実績は前期比で14.8%増加し、5,451百万円となっております。

医療・高齢者施設市場におきましては、介護保険制度における施設サービス（特別養護老人ホーム等）及び地域密着型サービス（有料老人ホーム等）を提供する事業所数が2021年3月時点で4.1万事業所（前年比1.4%増）となっております（出所：厚生労働省HP「介護給付費実態調査月報」）。また、国土交通省による「高齢者等居住安定化推進事業」に基づく高齢者住宅（サービス付き高齢者住宅）につきましては、2021年3月時点で7,886棟（同3.8%増）、26.7万戸（同4.8%増）となっております（出所：サービス付き高齢者住宅情報提供システムHP「登録情報の集計結果等」）。

前期に引き続き新規開拓などの営業活動を強化したことにより、当連結会計年度の同市場の販売実績は前期比で22.8%増加し、1,269百万円となっております。

家具流通市場におきましては、一般ベッドの市場動向は国内人口の減少を受けて年々縮小傾向にあり、ベッド全体の生産実績は2009年の64.3万台から2019年の54.2万台と10年間で15.8%の減少、2018年の51.7万台と比較して4.7%の増加となっております（出所：全日本ベッド工業会HP「ベッド類生産実績推移」）。

同市場における医療介護用電動ベッドの状況としましては、一般ベッドと同様に長期的には減少傾向が続いているものの、やや下げ止まり感があったことなどから、当連結会計年度の同市場の販売実績は前期比で4.8%増加し、134百万円となっております。

海外市場におきましては、2018年時点の中国の65歳以上人口の推計値は、前年比で6.1%増の1億5,911万人、東南アジアでは同4.4%増の4,037万人となり、高齢化が進みました（出所：United Nations「World Population Prospects:The 2019 Revision」）。

当社グループにおきましては、連結子会社である富若慈（上海）貿易有限公司にて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で高齢者施設の案件が前期と比較して相当程度減少したものの、介護レンタル向けへの営業活動に注力した結果、当連結会計年度の海外市場の販売実績は前期比で3.0%増加し、184百万円となっております。

なお、当社及び連結子会社における当連結会計年度の医療介護用電動ベッドの総販売台数は5.7万台（前期比15.8%増）となっております。

為替の状況に関しましては、当連結会計年度の期中平均為替レートが1ドル＝106円57銭となり、前期と比較して円高傾向となったものの、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた海外物流コストや原材料の高騰の影響も重なったことなどから、売上総利益率は40.6%（前期比で変わらず）となっております。

こうした状況を受け、為替差益21百万円（前期比1142.1%増）を計上しております。

また、営業外収益として持分法による投資利益128百万円（前期比24.4%増）を計上しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,040百万円（前期比15.4%増）、営業利益724百万円（同29.6%増）、経常利益873百万円（同31.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益305百万円（同39.8%減）となりました。

なお、当社グループは、従来「医療介護用電動ベッド事業」と「フィットネス事業」に区分しておりましたが、当連結会計年度より「医療介護用電動ベッド事業」の単一セグメントに変更したため、セグメントごとの記載はしていません。

この変更は、新型コロナウイルスの感染拡大及びそれを受けた緊急事態宣言により、事業運営に大きな影響を受けたことを鑑み、2020年6月に「フィットネス事業」から撤退したためであります。

また、当連結会計年度における販売実績を販売先市場別に示すと、次のとおりであります。

販 売 先 市 場	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	前期比増減率 (%)
福祉用具流通市場(千円)	4,749,893	5,451,981	14.8
医療・高齢者施設市場(千円)	1,033,336	1,269,108	22.8
家具流通市場(千円)	128,731	134,908	4.8
海外市場(千円)	178,948	184,248	3.0
フィットネス事業(千円)	7,410	—	—
合 計 (千円)	6,098,321	7,040,247	15.4

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、78百万円であり、その主なものは医療介護用電動ベッド事業における工具器具備品（16百万円）、リース資産（45百万円）であります。

③ 重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第26期 (2018年6月期)	第27期 (2019年6月期)	第28期 (2020年6月期)	第29期 (2021年6月期) (当連結会計年度)
売上高(千円)	5,559,749	5,940,672	6,098,321	7,040,247
経常利益(千円)	325,573	405,275	664,184	873,857
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	241,002	292,039	507,818	305,855
1株当たり当期 純利益(円)	64.69	78.39	136.32	84.02
総資産(千円)	4,254,357	4,705,825	5,133,362	6,213,462
純資産(千円)	2,255,402	2,429,688	2,832,895	2,743,787
1株当たり純資産額(円)	605.42	652.22	760.47	777.93

(注) 1. 当社は、当連結会計年度より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-ESOP)」に残存する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第26期 (2018年6月期)	第27期 (2019年6月期)	第28期 (2020年6月期)	第29期 (2021年6月期) (当事業年度)
売上高(千円)	5,422,694	5,818,199	5,946,629	6,900,291
経常利益(千円)	275,766	430,479	675,707	808,028
当期純利益(千円)	177,499	298,079	522,616	247,649
1株当たり当期純利益(円)	47.65	80.01	140.29	68.03
総資産(千円)	3,974,934	4,524,824	5,070,411	6,069,684
純資産(千円)	2,127,364	2,348,031	2,796,659	2,613,275
1株当たり純資産額(円)	571.05	630.30	750.75	740.92

(注) 1. 当社は、当事業年度より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-ESOP)」に残存する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
富若慈(上海)貿易有限公司	600万人民元	100%	中国での介護用電動ベッドの販売

(4) 重要な企業結合等の状況

前連結会計年度において連結子会社であった株式会社プレイスを、2021年4月1日付けで吸収合併いたしました。

(5) 対処すべき課題

① 国内販売体制の強化

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造・販売を主たる業務としており、福祉用具流通市場における収益がグループ収益の大半を占めております。当社グループは、当該市場の収益を基盤としつつ、医療・高齢者施設市場に注力することで国内営業力の強化を図ってまいります。

② 製品ラインナップ、事業領域の拡大

医療介護用電動ベッド事業においては、マットレスといった従来からのベッドに関連した製品に加え、離床センサーや見守りセンサーなどのIoTを生かした製品を企画開発し、製品ラインナップ及び事業領域を拡大させることにより、ベッド以外の収益源を確保し、安定した収益構造を構築してまいります。

③ 「高品質・高機能・低価格」の徹底

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造販売を主たる業務としており、「高品質・高機能・低価格」を企業の強みとして事業展開しております。

当社グループでは、持分法適用関連会社のSHENGBANG METAL CO., LTD. が、当社の主力製品である医療介護用電動ベッド及び周辺機器等の主要な部品であるスチール部品の製造から、品質検査、アッセンブリを行っており、品質検査については、当社の品質管理部門が指導、管理を行っております。

このような生産体制が「高品質」と「低価格」を実現する主要な要因となっておりますが、激化が進む競合他社との価格競争に対応するため、生産体制の更なる効率化を図り、製品原価の削減を徹底して行うことで当社グループの強みである「高品質」と「低価格」を進化させてまいります。

④ 海外市場（東アジア）の強化

世界的な平均寿命の延伸と出生率の低下により、高齢化は日本国内に留まらず、世界規模での社会問題となっております。特に高齢化が進んでいる中国においては、2018年の65歳以上人口は約1億5,911万人となっており、総人口の10.9%を構成しておりますが、2040年には約3億4,382万人と、23.7%まで上昇すると推定されています（出所:United Nations「World Population Prospects : The 2019 Revision」）。

当社グループでは、中国を中心とした東アジア圏市場の開拓に取り組んでおり、販売の実績を着実に積み上げております。特に中国市場においては、当社製品の拡販と新顧客開拓を図るため、連結子会社の富若慈（上海）貿易有限公司を中心に営業活動を展開しております。

今後も各国の介護ニーズにあった商品開発や有力な代理店網の構築等の事業策を展開するほか、中期的に病院ベッドの販売体制を構築していくことで市場の拡大を図ってまいります。

⑤ 環境変化に適応した体制作り

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、テレワークの推進やソーシャルディスタンスの確保など、新たな生活様式に適応することが求められております。近年進めて参りました働き方改革に加え、こうした環境変化をいち早く感知し、柔軟に対応していくための組織体制の強化を実行します。

また、地球温暖化による自然災害も多発しており、事業の継続性を確保するための体制整備を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造及び販売を主たる業務としております。

(7) 主要な支店及び工場 (2021年6月30日現在)

① 当社の主要な支店

本	社	福岡県大野城市
支	店	関東支店 (東京都港区)
		東海支店 (愛知県名古屋市)
		関西支店 (大阪府東大阪市)
		中四国支店 (広島県福山市)
		九州支店 (福岡県大野城市)
		東北支店 (宮城県仙台市)
		北海道支店 (北海道札幌市)

② 子会社

富若慈 (上海) 貿易有限公司	中国上海市
-----------------	-------

(8) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
医療介護用電動ベッド事業	106名	1名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105名	1名増	38.0歳	8.0年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2021年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	999,840千円
株式会社みずほ銀行	300,000千円
株式会社筑邦銀行	294,000千円
株式会社西日本シティ銀行	283,300千円
株式会社三菱UFJ銀行	150,000千円
みずほ信託銀行株式会社	74,995千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、パラマウントベッド株式会社が当社を相手方として提起した訴訟に関して、東京地方裁判所より、パラマウントベッド株式会社の請求を一部認容し、損額賠償額381,222千円及びその遅延損害金を支払うよう命じた2020年9月25日の判決（以下、第一審判決という）が言い渡されましたが、第一審判決後に当社及びパラマウントベッド株式会社による控訴がなされており、現在係争中であります。

当社では、本判決が最終的に東京地方裁判所の判決どおりに確定した場合に備え、これらにより発生する請求額及びその遅延損害金を訴訟損失引当金繰入額として特別損失に506,142千円計上しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,840,000株
- (2) 発行済株式総数 3,726,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 2,677名 (前期末比201名増)
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 E K S	551,300株	14.91%
Vietnam Precision Industrial CO.,LTD.	284,400株	7.69%
福 山 恵 美 子	262,400株	7.10%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	170,700株	4.62%
株 式 会 社 福 岡 銀 行	120,000株	3.25%
福 山 明 利	108,000株	2.92%
プ ラ ッ ツ 従 業 員 持 株 会	101,000株	2.73%
城 雅 宏	60,000株	1.62%
株 式 会 社 筑 邦 銀 行	60,000株	1.62%
株式会社ケアマックスコーポレーション	52,000株	1.41%

(注) 持株比率は自己株式28,253株を控除して計算しております。

なお、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式 (170,700株) は、自己株式に含めず計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は2018年8月10日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入することを決議しました。これを受け、2020年10月22日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、同11月20日に普通株式6,880株を処分しております。なお、当社の対象取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下の通りです。

役員区分	割り当て対象人数	割り当てた株式の数
取締役（監査等委員と社外取締役を除く）	4名	6,880株

(6) その他株式に関する重要な事項

（従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、当連結会計年度より、従業員の福利厚生を目的として、従業員向け株式給付信託を導入しております。2021年6月30日現在において、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、252,806千円、170,700株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年6月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
福山 明利	代表取締役 会長	
城 雅宏	代表取締役 社長	
河内谷 忠弘	常務取締役 営業統括部長	
古賀 慎弥	常務取締役 商品統括部長	
近藤 勲	取締役 管理統括部長	
山口 勝也	取締役 営業統括部副統括部長	
八田 正昭	取締役	二和興産株式会社 専務取締役
松尾 貢	取締役（常勤監査等委員）	
川邊 康晴	取締役（監査等委員）	川邊事務所 会長
廣瀬 隆明	取締役（監査等委員）	広瀬公認会計士事務所 所長 北九州ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 株式会社ナフコ 取締役
柴田 祐二	取締役（監査等委員）	柴田祐二公認会計士事務所 所長 株式会社ゼンリン 取締役

- (注) 1. 取締役八田正昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員川邊康晴氏、廣瀬隆明氏及び柴田祐二氏は、社外取締役である監査等委員であります。
3. 常勤監査等委員松尾貢氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員川邊康晴氏は、銀行出身者であり、金融機関の経営者であったことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員廣瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査等委員柴田祐二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役八田正昭氏、監査等委員川邊康晴氏、廣瀬隆明氏及び柴田祐二氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
8. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員含む）及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査等委員の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成しております。ただし、監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、非金銭報酬等を支払わないものとしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（役員賞与、以下省略）は、取締役会において経営計画の達成度合いを考慮し、株主総会で決議された限度額から固定報酬を控除した金額の範囲内で決定し、毎年一定の時期に支給することとしております。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、基本報酬及び業績連動報酬とは別枠で、監査等委員及び社外取締役を除き、株主総会で決議された限度額又は株式数の範囲内で決定し、毎年一定の時期に付与することとしております。

ニ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行い、決定することとしております。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長城雅宏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容及び裁量の範囲は、監査等委員でない取締役の基本報酬の額を株主総会で決議された限度額の範囲内で決定することとしております。

なお、取締役会では、業績連動報酬における取締役個人別の報酬額を決議するほか、株式報酬における取締役個人別の割当株式数を決議しております。

委任した理由につきましては、当社全体の業績を勘案した上で、各取締役（監査等委員を除く。）の担当部門について、評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

監査等委員である取締役の報酬等の額の決定については、報酬限度額の範囲内において監査等委員会での協議を経て決定しております。

②当事業年度にかかる報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額	固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (1)	133,065千円 (1,350千円)	116,880千円 (1,200千円)	16,185千円 (150千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3)	13,095千円 (4,050千円)	11,640千円 (3,600千円)	1,455千円 (450千円)
合 計 （うち社外役員）	11名 (4)	146,160千円 (5,400千円)	128,520千円 (4,800千円)	17,640千円 (600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年9月27日開催の第26期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役1名）となります。
2. 上記1. の取締役の報酬限度額とは別枠で、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）について2018年9月27日開催の第26期定時株主総会において、株式報酬の限度額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）となります。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与15,855千円（取締役7名に対し、14,400千円（うち、社外取締役1名に対し150千円）、監査等委員4名に対し1,455千円（うち社外監査等委員3名に対し450千円）が含まれております。
4. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度は、2018年9月27日開催の第26期定時株主総会において決議いただいております。
5. 上記支給額には、譲渡制限付株式報酬1,785千円（取締役分（監査等委員及び社外取締役を除く）1,785千円）を含んでおります。

(5) 事業年度中に辞任又は解任された役員の状況

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 会 社 名	兼 職 の 内 容
取 締 役	八 田 正 昭	二 和 興 産 株 式 会 社	専 務 取 締 役
取 締 役 (監査等委員)	川 邊 康 晴	川 邊 事 務 所	会 長
取 締 役 (監査等委員)	廣 瀬 隆 明	広 瀬 公 認 会 計 士 事 務 所 北九州ベンチャーキャピタル株式会社 株 式 会 社 ナ フ コ	所 長 代 表 取 締 役 社 長 取 締 役
取 締 役 (監査等委員)	柴 田 祐 二	柴 田 祐 二 公 認 会 計 士 事 務 所 株 式 会 社 ゼ ン リ ン	所 長 取 締 役

(注) 当社と各兼職先との間に重要な取引及び特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 される 役 割 に 関 して 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	八 田 正 昭	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回出席いたしました。長年にわたる金融機関での勤務及び企業経営の経験を生かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化や取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するために適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	川 邊 康 晴	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査等委員会14回のうち12回出席いたしました。長年にわたる金融機関の経営者の経験を生かし、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するため、適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の事業リスク等について適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	廣 瀬 隆 明	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するため、適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の財務・会計等について適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	柴 田 祐 二	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会14回のうち14回出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するため、適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の財務・会計等について適宜発言を行っております。

(7) その他役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の持分法適用関連会社であるSHENGBANG METAL CO., LTD. は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するアーンストアンドヤングのメンバーファームの監査を2020年1月以降受けておりません。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムといたしましては、「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会にて以下のとおり決議し、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規定の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規定」を遵守します。

監査等委員は、「監査等委員会規定」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査します。

取締役会は、「コンプライアンスマニュアル」を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、関係会社を含む全社員に周知徹底し、グループ全社員はこれを遵守します。

また、事業活動全般にわたる内部監査については、代表取締役社長に直属する「内部監査室」が、監査等委員・会計監査人との連携・協力の下実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図ります。

さらに、法令違反等に関して社員が直接通報できる「内部通報窓口」を設置し、内部統制の補完、強化を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「取締役会規定」、「情報システム管理規定」その他の社内規定に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切な保存及び管理を図ります。取締役（監査等委員含む）は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

災害リスク、情報漏えいリスク、信用リスク、製品リスクその他様々なリスクに対処するため、「リスク管理規定」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、各リスク管理の所管部署と「経営会議」において、リスクの評価と対応を不断に実施し、リスク管理体制の維持・整備に努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を的確かつ迅速に決議するとともに、各取締役の業務執行を監督します。

取締役会の下に、取締役（社外取締役を除く。）、及び部門長で構成される経営会議を設置し、原則として月1回以上開催します。経営会議におきましては、取締役会から委譲された範囲内における様々な経営課題についての協議、報告を行い、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとします。

また、社員の業務執行については、「業務分掌規定」、「権限規定」にその責任と権限を定め、これに基づき適正かつ効率的に行うものとします。

(5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「コンプライアンスマニュアル」に準じて、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社への教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努めることで、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保します。

また、「関係会社管理規定」に基づき、子会社の経営の独立性を尊重することで、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するほか、事業運営に関する重要な事項については、当社の承認ないし当社への報告を要することとしております。加えて、子会社の業務活動全般も「内部監査室」による内部監査の対象としており、併せてグループ一体となった内部統制の維持・向上を図ります。

子会社の損失の危険の管理については、当社の「リスク管理規定」に基づき、当社がグループ全体のリスクの評価と対応の実施及びリスク管理体制の維持・整備に努めます。

外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本項に準じて業務の適正を確保する体制とします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令及び「内部統制規定」に基づき、評価、維持、改善等を行います。

当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離等による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努めます。

- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会からの要請があった場合には、その要請に基づき、専任スタッフを配置のうえ監査業務を補助するものとします。

- (8) 前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び監査等委員の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の専任スタッフの人事考課、異動、懲戒等については予め監査等委員会の同意を得るものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とします。また、当該スタッフは専ら監査等委員の指示に従って、その監査職務の補助を行います。

- (9) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか経営会議にも出席し、重要事項の報告を受ける体制をとります。

当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査等委員に報告することとします。また、当該報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

- (10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会、経営会議のほか必要と認める重要な会議に出席します。また、重要な決裁書類、経理システム等の社内情報の閲覧を可能とします。

監査等委員は、会計監査人・内部監査室と連携協力して監査を実施します。さらに、代表取締役とは、随時意見交換を実施します。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行います。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

「反社会的勢力に対する基本方針と対応規定」において、市民生活の秩序及び安全に脅威を与える反社会的な勢力又は団体とは一切の関係を持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを宣言しております。なお、反社会的勢力へは、総務担当部門が、警察、弁護士等の専門機関と連携し対応します。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に挙げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

①毎月開催される内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況について、開示すべき重要な不備がないかモニタリングを行っております。また、本委員会において、各年度の内部統制システムの運用の最終評価を行っております。

②グループ各社にてコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに対する意識づけを高める教育を行っております。

③毎月開催される経営会議において、グループ各社の経営幹部が出席し、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

④内部監査計画に基づき、当社の内部監査部門が監査等委員会と連携して当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,980,281	流動負債	1,725,721
現金及び預金	1,544,277	買掛金	80,375
受取手形及び売掛金	1,044,197	短期借入金	950,000
商品及び製品	398,606	1年内返済予定の長期借入金	284,244
未着品	314,130	リース債務	15,300
為替予約	47,575	未払法人税等	143,703
その他	631,493	その他	252,099
固定資産	2,233,181	固定負債	1,743,953
有形固定資産	361,735	長期借入金	867,891
建物及び構築物	286,396	リース債務	46,794
機械、運搬具及び工具器具備品	19,683	役員退職慰労引当金	191,781
リース資産	55,655	退職給付に係る負債	97,352
無形固定資産	19,982	資産除去債務	19,314
投資その他の資産	1,851,463	訴訟損失引当金	506,142
投資有価証券	846,866	株式給付引当金	14,676
長期貸付金	713,241	負債合計	3,469,675
繰延税金資産	187,402	(純資産の部)	
その他	103,952	株主資本	2,772,851
資産合計	6,213,462	資本金	582,052
		資本剰余金	306,053
		利益剰余金	2,184,423
		自己株式	△299,677
		その他の包括利益累計額	△29,063
		その他有価証券評価差額金	1,431
		繰延ヘッジ損益	33,084
		為替換算調整勘定	△63,579
		純資産合計	2,743,787
		負債・純資産合計	6,213,462

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		7,040,247
売上原価		4,181,611
売上総利益		2,858,635
販売費及び一般管理費		2,133,710
営業利益		724,924
営業外収益		
受取利息	7,839	
受取配当金	674	
為替差益	21,897	
持分法による投資利益	128,563	
その他	1,782	160,756
営業外費用		
支払利息	10,516	
投資事業組合運用損	923	
その他	383	11,823
経常利益		873,857
特別利益		
投資有価証券売却益	266	266
特別損失		
訴訟損失引当金繰入額	506,142	506,142
税金等調整前当期純利益		367,981
法人税、住民税及び事業税	223,368	
法人税等調整額	△161,242	62,125
当期純利益		305,855
親会社株主に帰属する当期純利益		305,855

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	582,052	308,447	2,026,879	△723	2,916,656
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△149,006		△149,006
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			305,855		305,855
自 己 株 式 の 取 得				△310,533	△310,533
自 己 株 式 の 処 分		△2,394		11,579	9,184
連 結 範 囲 の 変 動			694		694
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△2,394	157,543	△298,954	△143,805
当 期 末 残 高	582,052	306,053	2,184,423	△299,677	2,772,851

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	758	14,435	△98,955	△83,761	2,832,895
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△149,006
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					305,855
自 己 株 式 の 取 得					△310,533
自 己 株 式 の 処 分					9,184
連 結 範 囲 の 変 動					694
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	673	18,648	35,376	54,697	54,697
当 期 変 動 額 合 計	673	18,648	35,376	54,697	△89,107
当 期 末 残 高	1,431	33,084	△63,579	△29,063	2,743,787

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	富若慈（上海）貿易有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社数 1社
持分法適用関連会社の名称 SHENGBANG METAL CO., LTD.
- ② SHENGBANG METAL CO., LTD. の決算日は、12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

- ① 連結の範囲の変更
前連結会計年度において連結子会社であった株式会社ブレイスは2021年4月1日付で当社に吸収合併されたため、連結の範囲から除いております。
- ② 持分法の適用の範囲の変更
該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- 富若慈（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

商品及び製品

月次総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未着品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

（ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物（附属設備を含む）及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～30年

機械、運搬具及び工具器具備品 2～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度については、該当がないため未計上となっております。

ロ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

ハ. 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。

ニ. 株式給付引当金

株式給付規定に基づく当社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務及び外貨建予約取引に係るヘッジ会計は、振当処理の要件を満たすものは振当処理により、それ以外のものは繰延ヘッジ処理によっております。

b. ヘッジ手段及びヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため為替予約取引を利用しております。

c. ヘッジ方針

ヘッジ会計を適用している会社においては、デリバティブ取引に係る社内運用規定を設け、その運用基準、取引権限、取引限度額に従って取引の実行及び管理を行っており、ヘッジ会計を適用する際のヘッジ対象の識別は、取引の都度行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として年2回、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の為替相場又はキャッシュ・フロー変動の累計額を基礎に行っております。

ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(訴訟損失引当金)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

訴訟損失引当金を506,142千円計上しております。

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

連結計算書類に計上した訴訟損失引当金は、パラマウントベッド株式会社が当社を相手方として提起した訴訟に関して、東京地方裁判所が当社に損害賠償額381,222千円及びその遅延損害金をパラマウントベッド株式会社へ支払うよう命じた2020年9月25日の判決(以下、第一審判決という)に従い、当該訴訟に関して将来発生しうる損失の見積額として、第一審判決で言い渡された損害賠償額の全額及び連結貸借対照表日までの日数経過を勘案した遅延損害金を算出し、訴訟損失引当金として計上しております。

(2) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

第一審判決後に当社及びパラマウントベッド株式会社による控訴がなされており、連結貸借対照表日においてもなお係争中ではありますが、将来発生しうる損失金額の見積りにあたっては、最終的に東京地方裁判所の第一審判決を基にした内容で結審するものと仮定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の判決の内容により、翌連結会計年度において訴訟損失引当金の追加計上又は取り崩しを行う可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症が業績に重要な影響を与えないと判断し、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

(訴訟損失引当金)

当社は、パラマウントベッド株式会社が当社を相手方として提起した訴訟に関して、東京地方裁判所より、パラマウントベッド株式会社の請求を一部認容し、損害賠償額381,222千円及びその遅延損害金を支払う旨の判決（以下、第一審判決という）を言い渡されました。

この第一審判決に対し、当社は、パラマウントベッド株式会社の請求を一部認容した部分について不服であることから、2020年10月1日付け「訴訟の提起に関するお知らせ」に記載したとおり、控訴を提起することといたしました。本判決が最終的に東京地方裁判所の判決どおりに確定した場合に備え、これらにより発生する請求額及びその遅延損害金を訴訟損失引当金繰入額として特別損失に506,142千円計上しております。

(従業員向け株式給付信託)

当社は、当連結会計年度より、従業員への福利厚生を目的として、従業員向け株式給付信託（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規定に基づき、一定の要件を満たした当社グループの従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社グループの従業員に対し、株式給付規定に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給要件を満たした場合には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、本信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、当社グループの従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、252,806千円、170,700株であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 304,278千円

(2) 保証金額

次の取引先の債務保証を行っております。

保証先	金額
UU VIET CO. LTD	7,840千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	3,726,000	—	—	3,726,000

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年9月24日 定時株主総会	普通株式	149,006	40	2020年6月30日	2020年9月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月27日 定時株主総会	普通株式	118,327	利益剰余金	32	2021年6月30日	2021年9月28日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造販売に係る業務を遂行するための短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、その後、運転資金として利用することを基本としております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、上場株式会社については期末ごとに時価の把握を行っております。また、長期貸付金については、貸出先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、一年以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。また、デリバティブ取引は、外貨建ての契約金額等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関する処理等については、前述の「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ロ. 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、当社の管理統括部内に債権管理担当者を配置し、販売システムより出力される各種帳票に基づき、各得意先からの回収状況を継続的にモニタリングする体制としております。

また、各得意先に対する与信限度の設定及び変更については「与信管理規定」に基づいてリスク低減を図っていることに加え、与信限度の設定に関する権限を営業統括部と管理統括部の両部門が有しており、相互に牽制することでリスクの低減を図っております。

長期貸付金については、期日管理及び残高管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建営業債務については、管理統括部が相場変動を継続的にフォローし、「為替リスク管理規定」に基づいた先物為替予約取引の実施により、為替変動リスクの低減を図っております。

投資有価証券の価格変動リスクについては、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、運用基準・取引権限等を定めた社内運用規定に従って管理部にて取引の実行及び管理を行っております。また、取引の結果は、管理部長に定期的に報告しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき担当する部署が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、後述の「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
① 現 金 及 び 預 金	1,544,277	1,544,277	—
② 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,044,197	1,044,197	—
③ 投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券	15,241	15,241	—
④ 長 期 貸 付 金	746,415	745,399	△1,015
資 産 計	3,350,131	3,349,115	△1,015
① 買 掛 金	80,375	80,375	—
② 短 期 借 入 金	950,000	950,000	—
③ 長 期 借 入 金	1,152,135	1,121,607	△30,527
負 債 計	2,182,510	2,151,983	△30,527
デ リ バ ッ プ 取 引 (*)	47,575	47,575	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

④ 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期貸付金には流動資産のその他に含まれる1年以内回収予定の長期貸付金も含まれております。

負債

① 買掛金、② 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されている取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

商品関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千ドル)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ法	為替予約	外貨建金銭債務	10,800	—	47,575
合計			10,800	—	47,575

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 等	831,624千円

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産③ 投資有価証券」に含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	777円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	84円02銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「従業員向け株式給付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めておりません。

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は58,459株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は170,700株であります。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,989,187	流動負債	1,712,456
現金及び預金	1,510,744	買掛金	71,897
受取手形	45,083	短期借入金	950,000
電子記録債権	67,381	1年内返済予定の長期借入金	284,244
売掛金	896,761	リース債務	15,300
商品	427,968	未払金	181,072
貯蔵品	40	未払費用	41,779
未着品	314,130	未払法人税等	143,681
前払費用	53,483	預り金	22,073
為替予約	47,575	その他	2,408
その他	626,017	固定負債	1,743,953
固定資産	2,080,496	長期借入金	867,891
有形固定資産	361,724	リース債務	46,794
建物	277,749	退職給付引当金	97,352
構築物	8,647	役員退職慰労引当金	191,781
機械及び装置	0	資産除去債務	19,314
車両運搬具	0	訴訟損失引当金	506,142
工具、器具及び備品	19,671	株式給付引当金	14,676
リース資産	55,655	負債合計	3,456,409
無形固定資産	19,982	(純資産の部)	
ソフトウェア	18,971	株主資本	2,578,759
その他	1,011	資本金	582,052
投資その他の資産	1,698,790	資本剰余金	306,053
投資有価証券	53,046	資本準備金	308,447
関係会社出資金	639,750	その他資本剰余金	△2,394
長期貸付金	713,241	利益剰余金	1,990,331
繰延税金資産	189,774	利益準備金	26,664
その他	102,978	その他利益剰余金	1,963,667
資産合計	6,069,684	繰越利益剰余金	1,963,667
		自己株式	△299,677
		評価・換算差額等	34,515
		その他有価証券評価差額金	1,431
		繰延ヘッジ損益	33,084
		純資産合計	2,613,275
		負債・純資産合計	6,069,684

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,900,291
売 上 原 価		4,087,581
売 上 総 利 益		2,812,709
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,100,166
営 業 利 益		712,543
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,824	
受 取 配 当 金	83,713	
為 替 差 益	19,599	
そ の 他	1,568	112,705
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,516	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	923	
そ の 他	5,779	17,219
経 常 利 益		808,028
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	266	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	6,219	6,486
特 別 損 失		
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	506,142	506,142
税 引 前 当 期 純 利 益		308,372
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	223,368	
法 人 税 等 調 整 額	△162,645	60,722
当 期 純 利 益		247,649

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から)
(2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	582,052	308,447	—	308,447	26,664	1,865,024	1,891,689	△723	2,781,465	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△149,006	△149,006		△149,006	
当 期 純 利 益						247,649	247,649		247,649	
自 己 株 式 の 取 得								△310,533	△310,533	
自 己 株 式 の 処 分			△2,394	△2,394				11,579	9,184	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△2,394	△2,394	—	98,642	98,642	△298,954	△202,706	
当 期 末 残 高	582,052	308,447	△2,394	306,053	26,664	1,963,667	1,990,331	△299,677	2,578,759	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	758	14,435	15,194	2,796,659
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△149,006
当 期 純 利 益				247,649
自 己 株 式 の 取 得				△310,533
自 己 株 式 の 処 分				9,184
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	673	18,648	19,321	19,321
当 期 変 動 額 合 計	673	18,648	19,321	△183,384
当 期 末 残 高	1,431	33,084	34,515	2,613,275

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 未着品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物（附属設備を含む）及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～30年

構築物 3～15年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度については、該当がないため未計上となっております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、算定に際して簡便法を適用しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。

⑤ 株式給付引当金

株式給付規定に基づく当社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債務及び外貨建予約取引に係るヘッジ会計は、振当処理の要件を満たすものは振当処理により、それ以外のものは繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段及びヘッジ対象

外貨建金銭債務及び外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため為替予約取引及び外貨預金を利用しております。

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ会計を適用している会社においては、デリバティブ取引に係る社内運用規定を設け、その運用基準、取引権限、取引限度額に従って取引の実行及び管理を行っており、ヘッジ会計を適用する際のヘッジ対象の識別は、取引の都度行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として年2回、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の為替相場又はキャッシュ・フロー変動の累計額を基礎に行っております。

ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(訴訟損失引当金)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

訴訟損失引当金を506,142千円計上しております。

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類 連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) (訴訟損失引当金)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

連結計算書類 連結注記表 (追加情報)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(訴訟損失引当金)

連結計算書類 連結注記表 (追加情報)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(従業員向け株式給付信託)

連結計算書類 連結注記表 (追加情報)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 304,051千円

(2) 保証金額

次の取引先の債務保証を行っております。

保証先	金額
UU VIET CO. LTD	7,840千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 167,788千円
長期金銭債権 381,501千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高 3,275,502千円
営業取引以外の取引 86,956千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の数は以下の通りであります。

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	833株	205,000株	6,880株	198,953株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式取得による増加34,300株と従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式170,700株の増加によるものです。
2. 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少6,880株によるものです。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	58,416千円
未払事業税	9,818千円
棚卸資産評価損	8,217千円
退職給付引当金	29,653千円
未払手数料	3,483千円
未払賞与	2,041千円
関係会社出資金評価損	31,621千円
繰延消費税	1,846千円
訴訟損失引当金	154,170千円
その他	25,333千円
繰延税金資産小計	324,603千円
評価性引当額	△114,719千円
繰延税金資産合計	209,883千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△4,785千円
その他有価証券評価差額金	△833千円
繰延ヘッジ損益	△14,491千円
繰延税金負債合計	△20,109千円
繰延税金資産の純額	189,774千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	SHENGBANG METAL CO., LTD.	ベトナムドゥンナイ省	US\$1,000万	金属加工業	所有 直接 48%	当社製品の製造資金貸借関係	製品の購入 (注) 1 (注) 2	3,259,365	流動資産 その他	59,598
							資金の回収 (注) 3 (注) 4	26,571	流動資産 その他	33,174
							利息の受取	4,129	流動資産 その他	1,036
子会社	㈱プレイス	福岡県大野城市	10,000千円	フィットネス事業	所有 直接 100%	資金貸借関係 出向者に対する 給与立替	債権放棄 (注) 5	75,575	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税を含めておりません。
3. 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替損益が含まれております。
4. 貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間10年としております。
なお、担保は受け入れておりません。
5. 当社を存続会社とする吸収合併に先立ち、当社が㈱プレイスに対して有する債権を放棄しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 740円92銭
- (2) 1株当たり当期純利益 68円03銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「従業員向け株式給付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めておりません。

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は58,459株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は170,700株であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月23日

株式会社プラッツ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保	英治	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内野	健志	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プラッツの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月23日

株式会社プラッツ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保	英治	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内野	健志	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラッツの2020年7月1日から2021年6月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月24日

株式会社プラッツ	監査等委員会
監査等委員（常勤） 松尾 貢	Ⓡ
監査等委員 川邊 康晴	Ⓡ
監査等委員 廣瀬 隆明	Ⓡ
監査等委員 柴田 祐二	Ⓡ

(注) 監査等委員川邊康晴、廣瀬隆明及び柴田祐二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金32円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は118,327,904円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役7名（うち、社外取締役1名。監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	福山明利 (1958年7月23日)	1983年4月 株式会社山善入社 1992年7月 有限会社九州和研（現当社）設立 代表取締役社長 2018年9月 代表取締役会長（現任）	108,000株
2	城 雅 宏 (1961年4月3日)	1985年4月 株式会社山善入社 1994年12月 株式会社ゼウスコーポレーション入社 2004年7月 当社入社 2004年9月 取締役営業部長 2009年7月 常務取締役営業部統括 2013年7月 常務取締役生産管理本部長 2013年9月 専務取締役生産管理本部長 2015年7月 代表取締役副社長 2018年9月 代表取締役社長（現任）	60,000株
3	河内谷 忠 弘 (1967年7月11日)	1991年4月 株式会社山善入社 1994年12月 株式会社ゼウスコーポレーション入社 2004年7月 当社入社 2013年7月 管理本部長兼人事総務部長 2013年9月 取締役管理本部長兼人事総務部長 2015年7月 取締役人事総務部長 2016年7月 取締役営業統括部長 2018年9月 常務取締役営業統括部長（現任）	37,860株

候補者 番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
4	こがしんや 古賀慎弥 (1969年7月5日)	1994年4月 九州松下電器株式会社(現パナソニックシステムネットワークス株式会社)入社 2005年2月 日之出水道機器株式会社入社 2008年1月 株式会社プレイブリッジ入社 2009年4月 当社入社 2013年7月 商品本部長兼商品開発部長 2013年9月 取締役商品本部長兼商品開発部長 2015年7月 取締役商品開発部長 2016年7月 取締役商品統括部長 2018年9月 常務取締役商品統括部長(現任)	9,860株
5	こんとういさお 近藤勲 (1974年8月18日)	1997年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2005年8月 当社入社 2013年7月 管理本部 財務経理部長兼経営企画課長 2016年7月 管理統括部長 2016年9月 取締役管理統括部長(現任)	18,480株
6	やまぐちかつや 山口勝也 (1975年9月18日)	1999年3月 当社入社 2016年7月 営業統括部 東日本営業部長 2018年7月 営業統括部 営業部長 2018年9月 取締役 営業統括部 営業部長 2019年7月 取締役 営業統括部 副統括部長(現任)	11,680株
7	やつだまさあき 八田正昭 (1954年9月19日)	1978年4月 株式会社福岡銀行入行 2000年7月 同行営業統括部 法人推進室長 2006年4月 同行天神町支店長 2007年5月 株式会社親和銀行(現十八親和銀行)出向執行役員営業統括部長 2010年4月 医療法人弘恵会ヨコクラ病院 理事 2010年4月 二和興産株式会社 常務取締役 2015年9月 当社社外取締役(現任) 2016年4月 二和興産株式会社 専務取締役(現任) 2018年2月 社会医療法人弘恵会ヨコクラ病院 理事(現任) (重要な兼職の状況) 二和興産株式会社 専務取締役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 八田正昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 八田正昭氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に携わっているほか、銀行出身者であったことから、経営及び財務の知識や経験等を有しており、当社の経営について有益な助言や指摘を期待できることから、当社の社外取締役に適任であると判断し、候補者といたしました。
- なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての任期期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、八田正昭氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、八田正昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は14頁に記載のとおりとなります。取締役候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

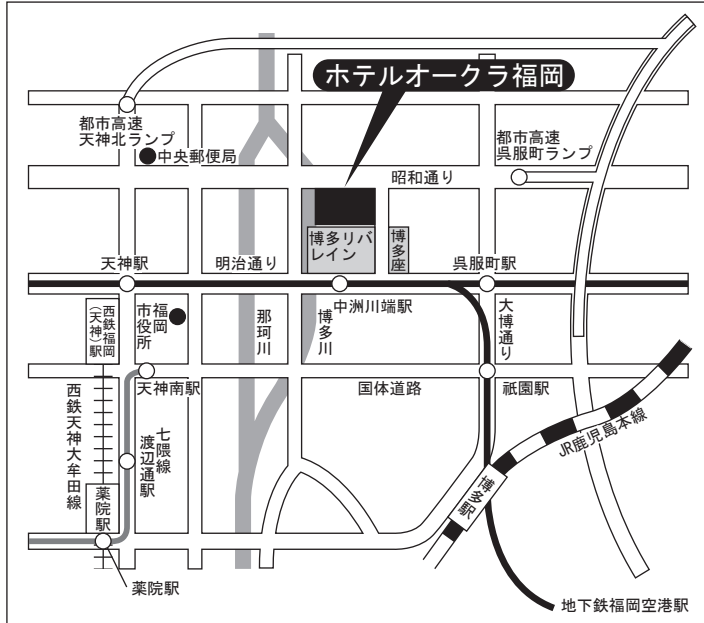
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

福岡県福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 3階 「メイフェア」
TEL (092) 262-1111



<交通手段>

JR博多駅から

地下鉄 博多駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」
(所要時間 約5分)

タクシー 所要時間 約10分

福岡空港から

地下鉄 福岡空港駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」
(所要時間 約10分)

タクシー 所要時間 約20分

西鉄福岡(天神)駅から

徒歩 約15分